

「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成 27 年 10 月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済年金における 3 階部分（職域年金相当部分）が廃止され、民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、年金払い退職給付制度が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および期末手当等の額をもとに算出した額（付与額）を退職するまで積み立てます。

また、付与額に利息を合計した額（給付算定基礎額）をもとに年金額が決定され、原則、65 歳から支給されます。

今回送付の「給付算定基礎額残高通知書」では、平成 28 年 3 月までに積み立てられた給付算定基礎額等の情報をお知らせしています。

1 送付対象者

組合員および組合員であった方（※）

※ 過去に組合員であった方については、平成 27 年 10 月以降の組合員期間がある方に限り、退職および節目年齢（35、45、59、63 歳）の翌年度に送付します。

2 送付日

平成 28 年 6 月 30 日（木）

3 お知らせする内容等

(1) 平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの組合員期間、標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高 等

(2) 送付様式
圧着ハガキ

(3) 見本
[給付算定基礎額残高通知書](#)

4 年金払い退職給付制度の概要

(1) [「年金払い退職給付の概要」](#)、[「年金払い退職給付」](#)（※1）

※1 当組合ホームページに掲載している内容です。

(2) [「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について（パンフレット）」](#)（※2）

※2 地方公務員共済組合連合会作成のパンフレットです。

なお、パンフレットの内容につきましては、当組合年金相談室または所属の道府県庁支部までお問い合わせください。